

平成30年度

栃木県後発医薬品  
診療所意識調査  
結果報告書

平成31年3月

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会

# 目 次

I	調査の概要		
1	調査の目的	.....	1
2	実施方法等	.....	1
3	回収結果	.....	1
II	後発医薬品モニター薬局調査結果		
1	処方せんの交付状況について	.....	2
2	後発医薬品の取扱いについて（在庫の有無）	.....	2
3	今後の後発医薬品の取扱いについて	.....	3
4	後発医薬品の施用・処方について	.....	4
5	生活保護法の一部改正について	.....	10
6	後発医薬品普及への取組状況について	.....	11
7	後発医薬品の使用促進について	.....	12
8	自由意見	.....	13
III	まとめ	.....	15
IV	その他（調査票）	.....	16

## I 調査の概要

### 1 調査の目的

栃木県後発医薬品安心使用促進協議会の事業の一環として、県内診療所における後発医薬品の使用状況の推移や、後発医薬品の処方に係る意識変化などを把握することにより、今後の対応策検討の資料等とする。

### 2 実施方法等

#### (1) 調査対象：

後発医薬品の数量シェアが低い市、及び高い市の診療所（計 108 診療所）

- ・ 数量シェアが低い市：下野市(59 診療所)、矢板市(21 診療所)
- ・ 数量シェアが高い市：さくら市(28 診療所)

#### (2) 調査方法：調査様式を郵送により発送・回収した。

#### (3) 調査内容：

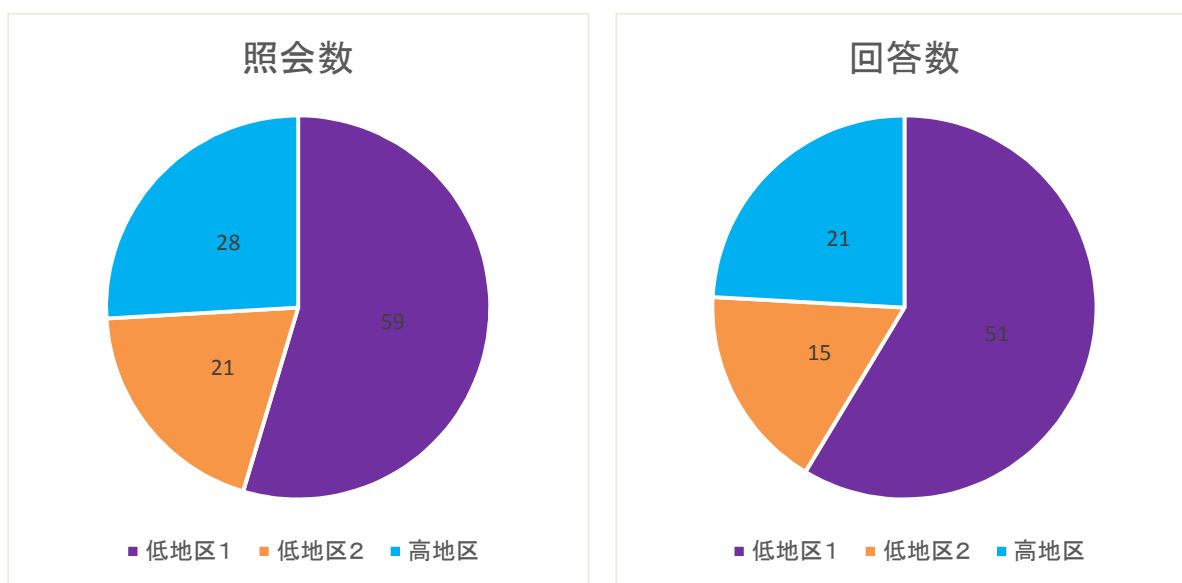
- ・ 処方せんの交付状況
- ・ 後発医薬品の取扱状況
- ・ 後発医薬品の施用・処方に係る取組意識
- ・ 後発医薬品の使用に係る患者の意識
- ・ 改正された生活保護法について 等

### 3 回収結果

調査診療所数：108 診療所 回答数：87 診療所 回収率：80.6%

数量シェアが低い市における回収結果：66 診療所（回収率：82.5%）

数量シェアが高い市における回収結果：21 診療所（回収率：75.0%）

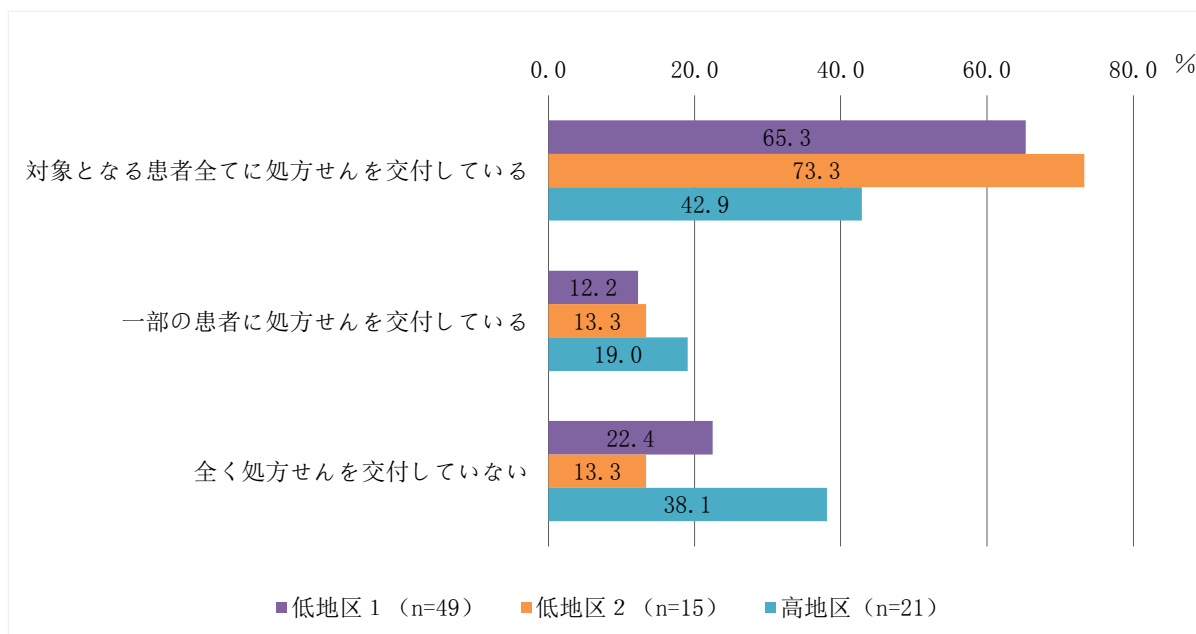


\* 本調査書において、後発医薬品の数量シェアが低い市（下野市、矢板市）を「低地区1」「低地区2」と、後発医薬品の数量シェアが高い市を「高地区」と記載します。

## II 調査結果

### 1 処方せんの交付状況について

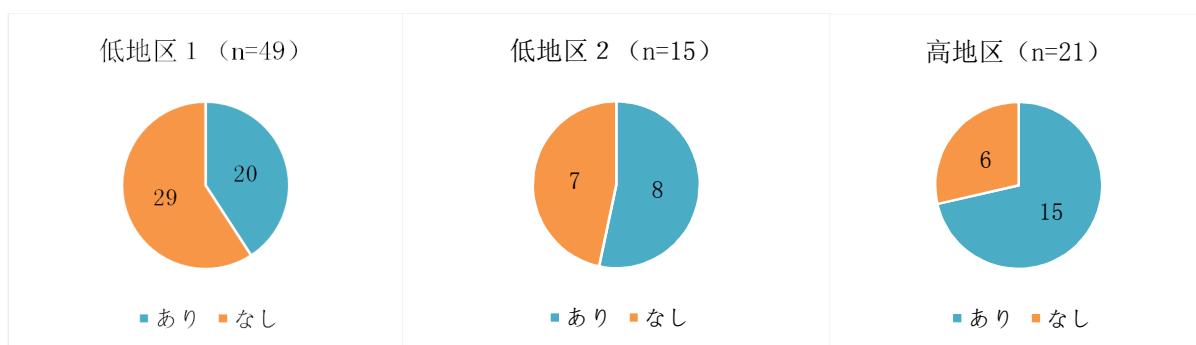
貴医院では、処方せんを交付していますか。



- ・処方せんの交付状況については、低地区で処方せんを交付している割合が高く、逆に高地区では「全く処方せんを交付していない」が高く、「対象となる患者全てに処方せんを交付している」とほぼ同率であった。

### 2 後発医薬品の取扱いについて（在庫の有無）

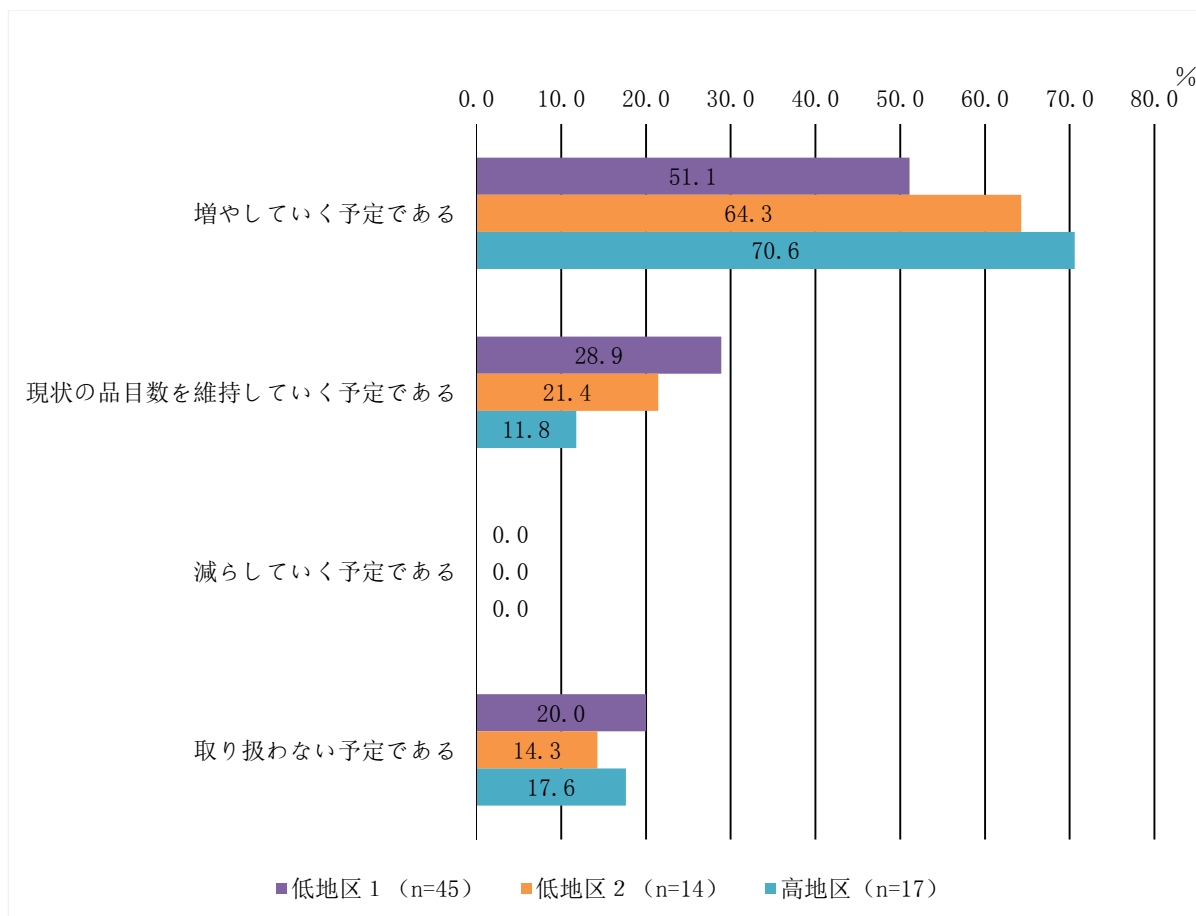
貴医院では、後発医薬品の取扱い（在庫）がありますか。



- ・高地区では71.4%が後発医薬品を在庫しているが、低地区1と低地区2を合わせた低地区全体では43.8%であった。低地区と高地区を合わせた全体としては、50.6%で後発医薬品を在庫している結果であった。

### 3 今後の後発医薬品の取扱いについて

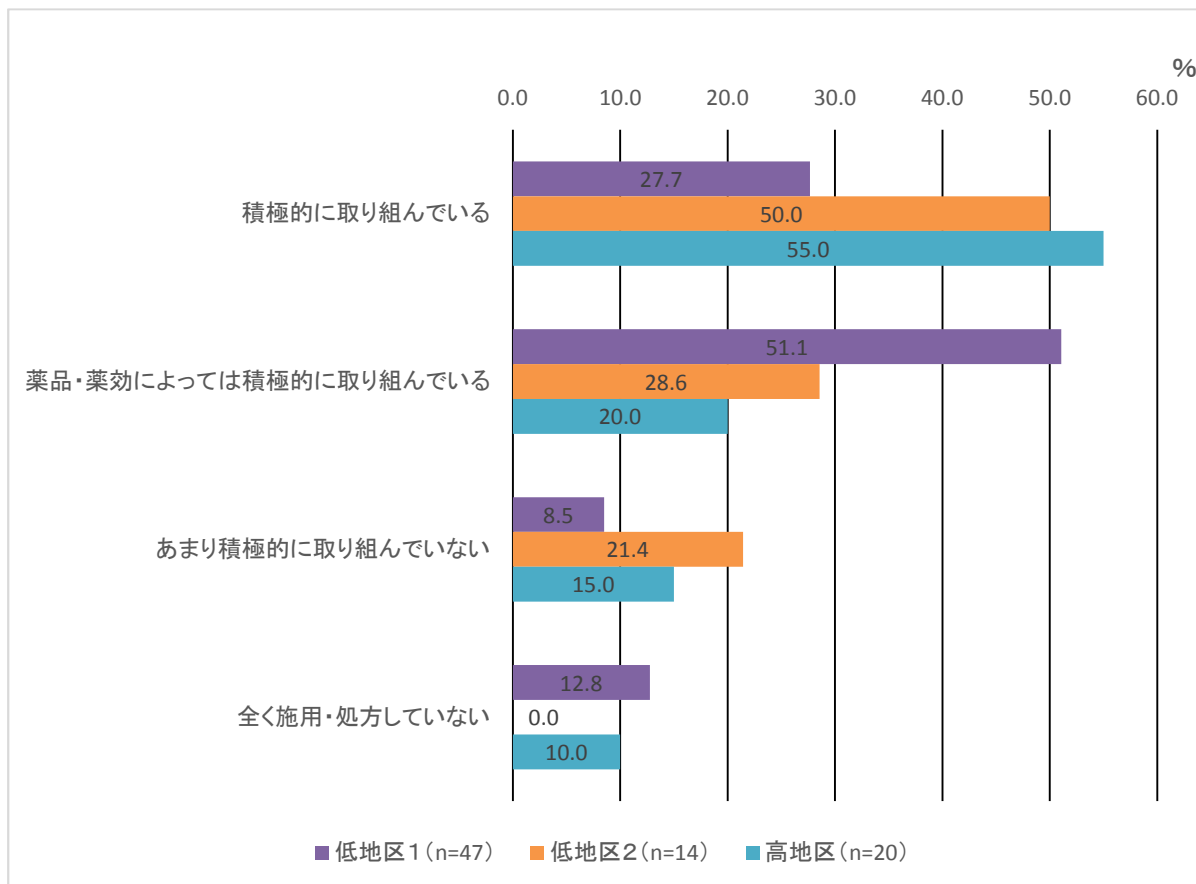
今後、後発医薬品の取扱いについてどのようにお考えですか。



- ・ 今後の後発医薬品の取扱いについては、低地区全体では 54.2%、高地区では 70.6%が「増やしていく予定である」と回答しており、最も多い。
- ・ 約半数の診療所で後発医薬品が在庫していない状況ではあるが、増やしていくようとする回答が多い。

#### 4-1 後発医薬品の施用・処方について

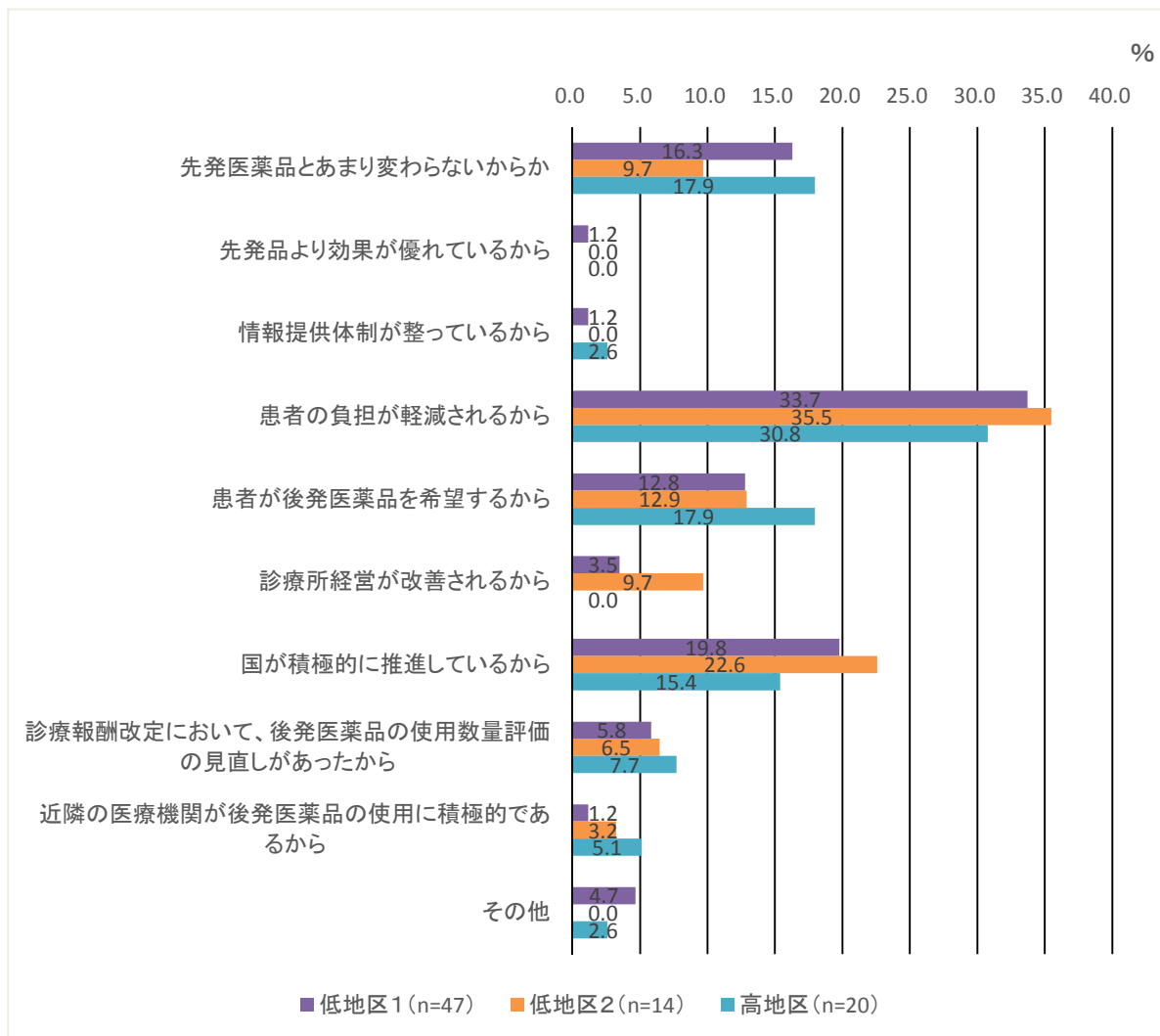
後発医薬品の施用・処方についてどのようにお考えですか。



- ・後発医薬品の施用・処方について、「積極的に取り組んでいる」「薬品・薬効によっては積極的に取り組んでいる」が、低地区全体では 78.7%、高地区では 75.0%となっており、低地区での取り組み意識は高い結果であった。
- ・一方、「あまり積極的に取り組んでいない」「全く施用・処方していない」との回答は、低地区全体で 21.3%、高地区で 25.0%であり、高地区の方が高い結果であった。

## 4-2 後発医薬品の施用・処方について、積極的に取り組んでいる、若しくは、薬品によっては積極的に取り組んでいる理由について

4-1において、「積極的に取り組んでいる」「薬品・薬効によっては積極的に取り組んでいる」と回答した方へ「後発医薬品の施用・処方に積極的に取り組んでいる理由は何ですか。」



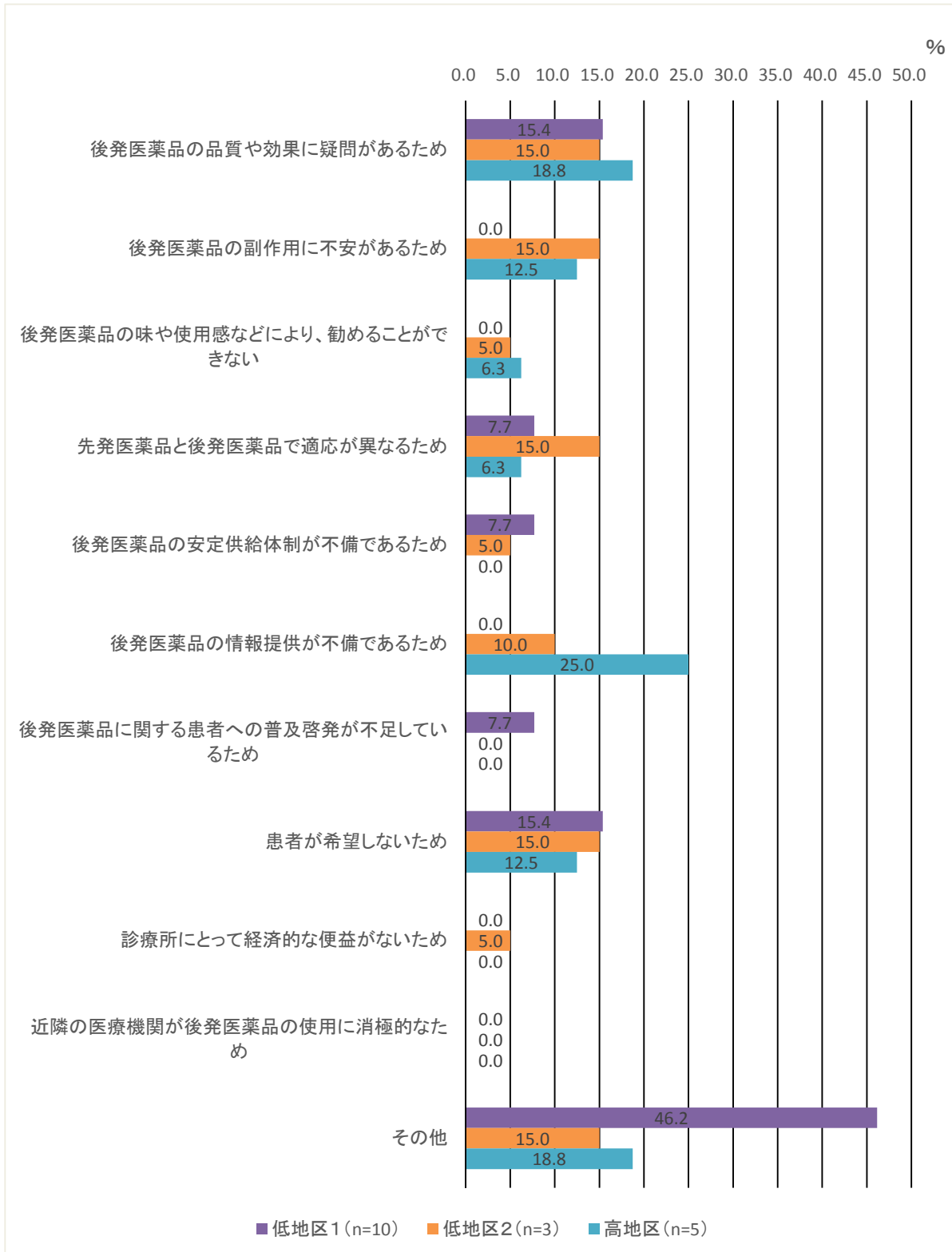
### その他

- ・健康保険の財政面での寄与するため（低地区）
- ・国の医療費抑制のため（低地区）
- ・薬局が積極的だから（低地区）
- ・購入費用をおさえるため（高地区）

- ・低地区・高地区とも「患者の負担が軽減されるから」との答えが多く、次いで「国が積極的に推進しているから」「先発医薬品とあまり変わらないから」「患者が後発医薬品を希望するから」と続いた。
- ・「国が積極的に推進しているから」との回答は、低地区全体で20.5%、高地区で15.4%と高く、行政からの呼びかけも重要であると感じた。

4-3 後発医薬品の施用・処方について、あまり積極的に取り組んでいない、若しくは、全く施用・処方していない理由について

4-1において、「あまり積極的に取り組んでいない」「全く施用・処方していない」と回答した方へ、あまり積極的に取り組んでいない、若しくは、全く施用・処方していない理由は何ですか。





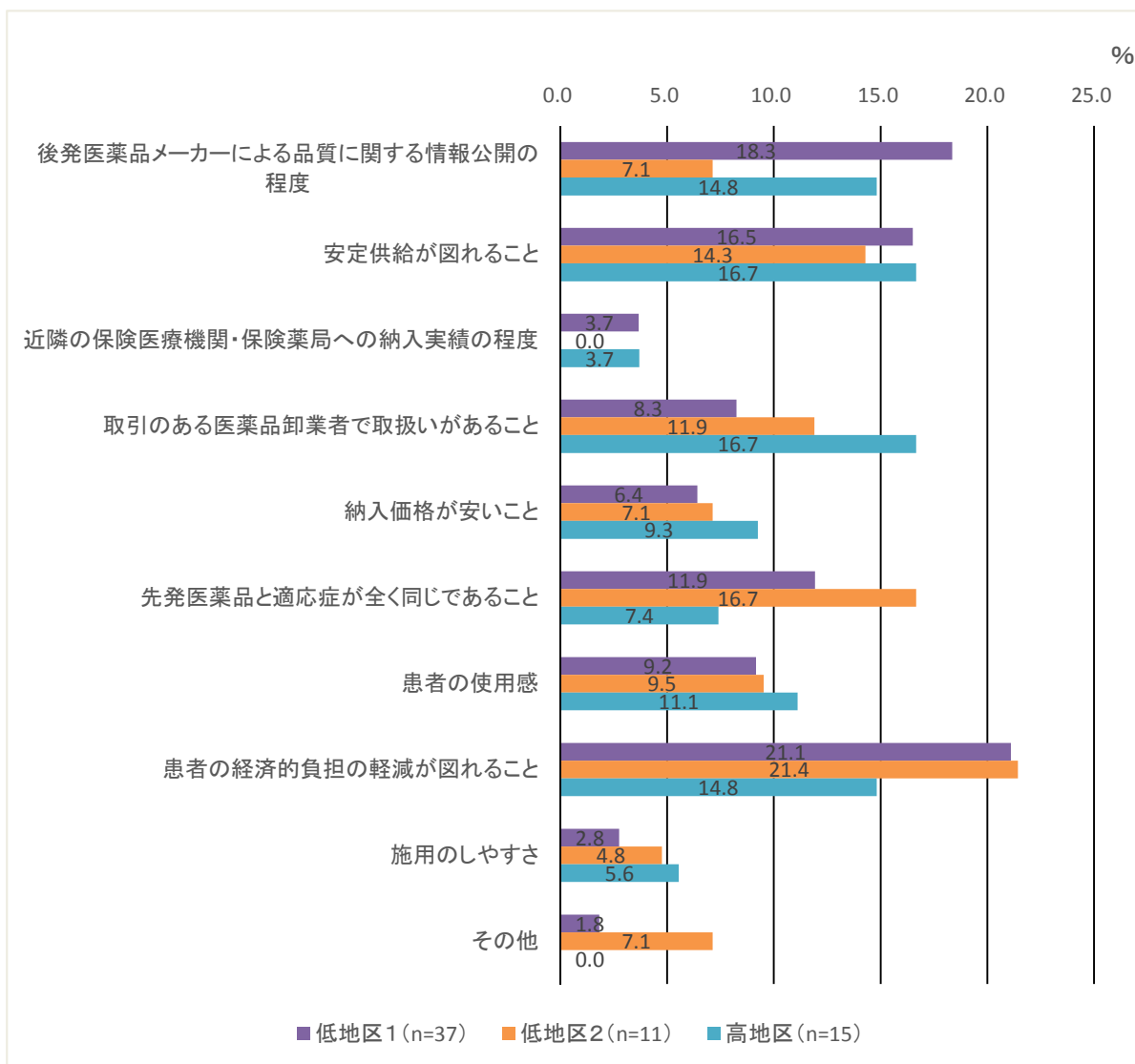
## その他

- ・処方箋の発行がないため。(低地区)
- ・利益のみで製造がストップするので困る。(低地区)
- ・ジェネリックにすると年間3～4人が副作用を訴える。(低地区)
- ・国が国民に対して何の説明もされていない。ましてや同じものと説明してることがおかしい。うちでも副作用が出ているが、表沙汰にならない。副作用調査を国はしていないことが変である。(低地区)
- ・ジェネリックの使用でコントロールが悪くなったケースがある。(低地区)
- ・価格以外に先発品のデメリットがないため、後発薬をたくさん使わせるより、先発薬の値下げを促す取り組みをすべきだと考えています。(高地区)

・「あまり積極的に取り組んでいない」「全く施用・処方していない」との理由については、その他の意見も含め「後発医薬品の品質や効果に疑問がある」との答えが多かった。高地区では「後発医薬品の情報提供が不備である」との回答も25.0%あった。また、「患者が希望しない」も全体として14.3%あり高い回答割合であった。

#### 4-4 診療所で後発医薬品を採用・選択する際に重視していることについて

4-1において、「積極的に取り組んでいる」「薬品・薬効によっては積極的に取り組んでいる」「あまり積極的に取り組んでいない」と回答した方へ、貴医院で後発医薬品を採用・選択する際、重視している事項は何ですか。



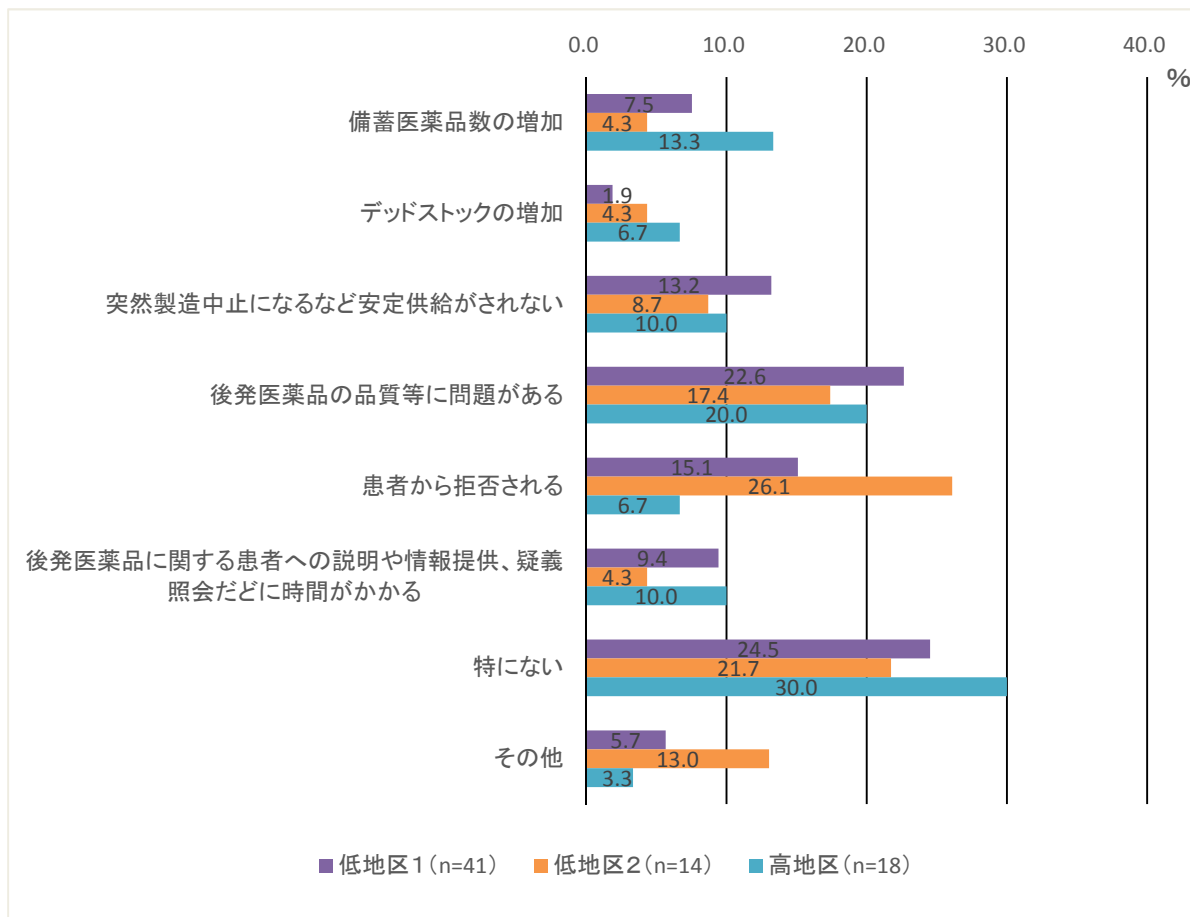
#### その他

- ・オーソライズドジェネリックであること。(複数意見あり)(低地区)
- ・先発品と同等の効果を示すもの。(低地区)
- ・安全性が保たれていること。(複数意見あり)(低地区)

・後発医薬品を採用・選択する際に重視する理由については、「患者の経済的負担の軽減が図れること」が全体として19.5%と最も多かった。続いて「安定供給が図れること」「後発医薬品メーカーによる品質に関する情報公開の程度」が約15%であった。

#### 4-5 後発医薬品の使用促進に当たって困っていることについて

4-1において、「積極的に取り組んでいる」「薬品・薬効によっては積極的に取り組んでいる」「あまり積極的に取り組んでいない」と回答した方へ「後発医薬品の使用促進にあたって困っていることは何ですか。」



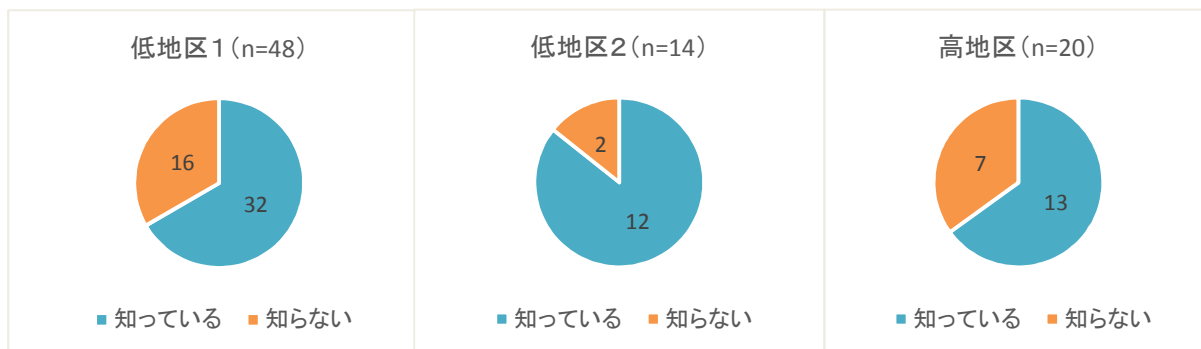
#### その他

- ・品質に不安がある。(低地区)
- ・先発品と効果や使用感が違うものがあるから。(低地区)
- ・名前の変更や使用上の注意点などがあること。(低地区)
- ・明らかに先発品の効果より劣るものがあるため。(低地区)
- ・副作用が出ている。(低地区)
- ・中国製の後発薬から発がん物質が見つかったというニュースを耳にすると、あまり使う気になれない。(高地区)

- ・「特にない」との回答以外では、「後発医薬品の品質等に問題がある」との回答が全体として20.8%、「患者から拒否される」が15.1%、「突然製造中止になるなど安定供給されない」が11.3%であった。
- ・特に「患者から拒否される」は低地区2で26.1%、低地区1で15.1%と高地区の6.7%に比べて高い状況にあり、地域差があった。

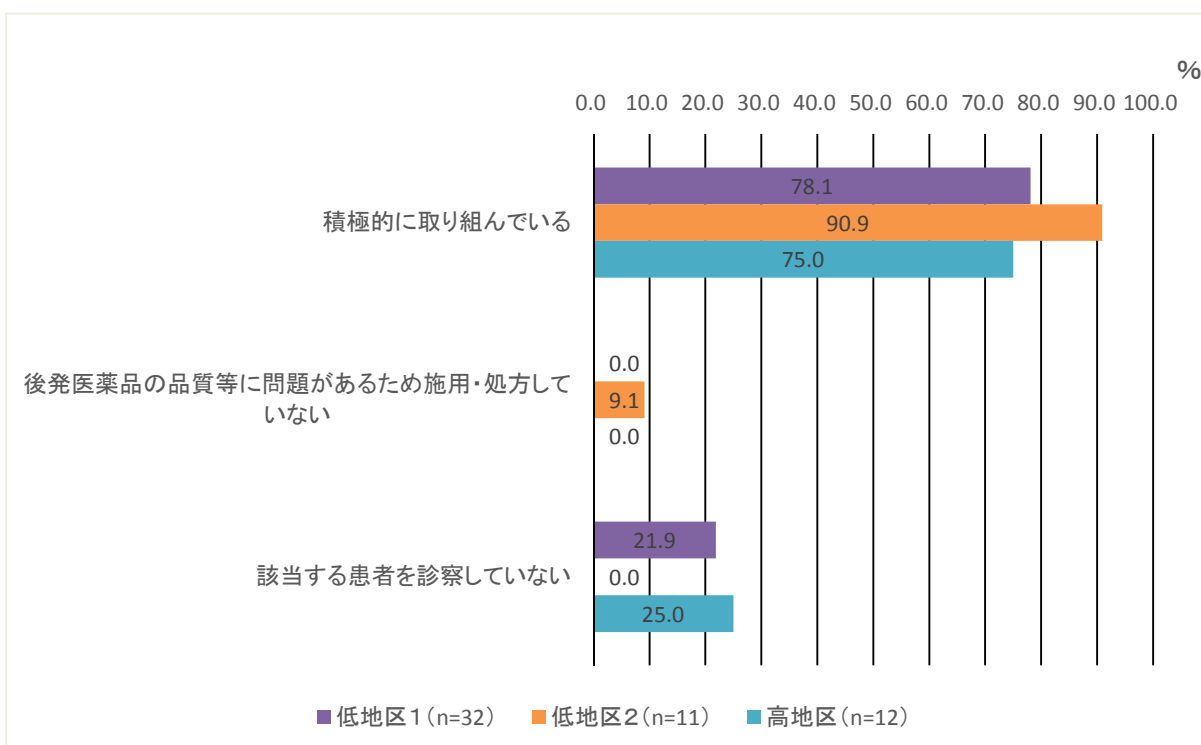
## 5-1 生活保護法の一部改正について

平成30年6月に生活保護法の一部が改正され、生活保護受給者の医薬品施用・処方について、平成30年10月から医師又は歯科医師が医学的知見に基づき原則として後発医薬品により給付を行うこととされましたが、そのことはご存じですか。



## 5-2 改正生活保護法への対応について

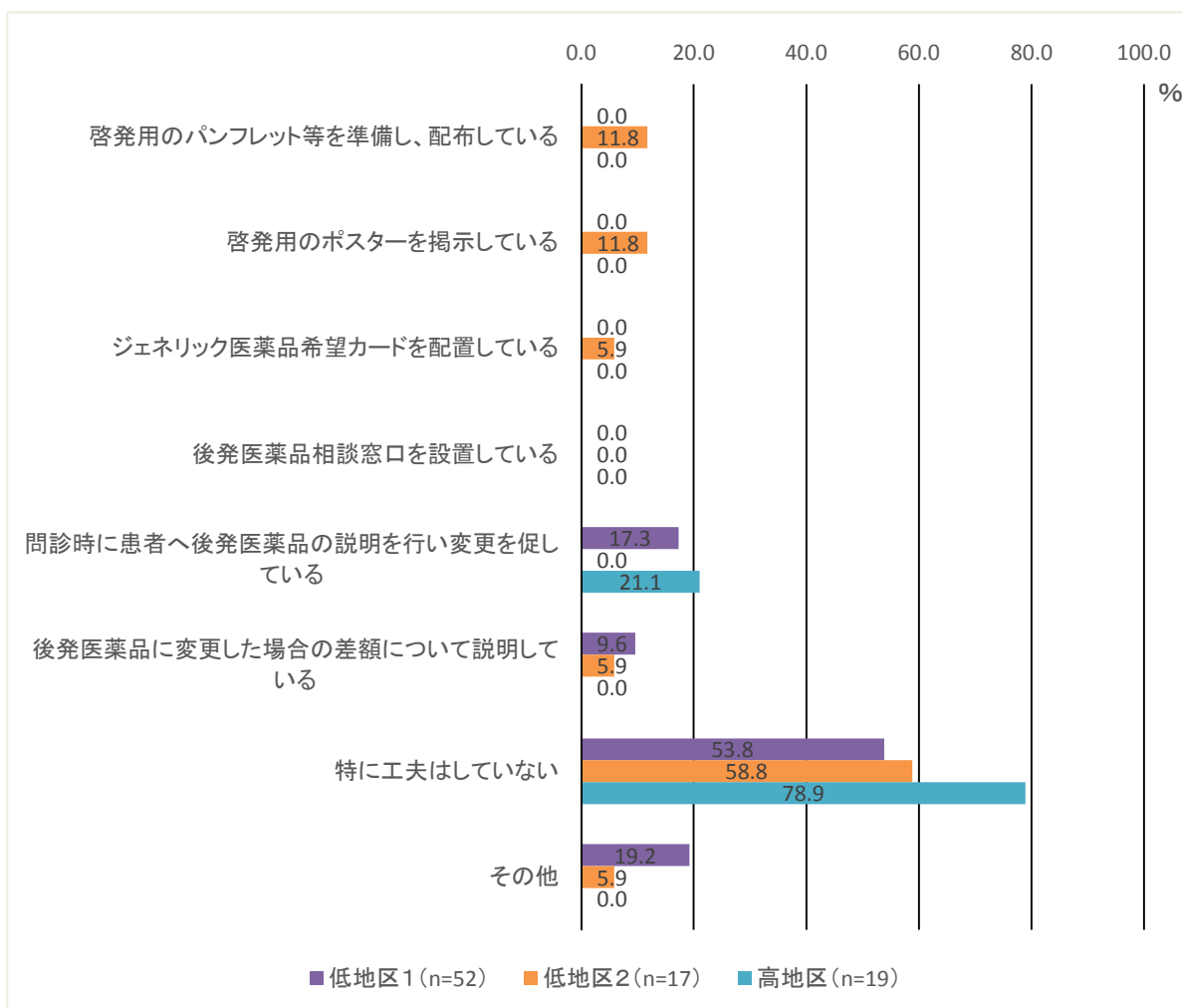
5-1において、「知っている」と回答した方へ、生活保護受給者へどのように対応していますか。



- ・生活保護法の一部改正については、低地区2が90.9%と高く、全体としては69.5%が把握していた。
- ・改正生活保護法への対応については、全体として「積極的に取り組んでいる」が80.0%と多くを占めた。

## 6 後発医薬品普及への取組状況について

貴医院における後発医薬品への取組について、当てはまるものを選んでください。



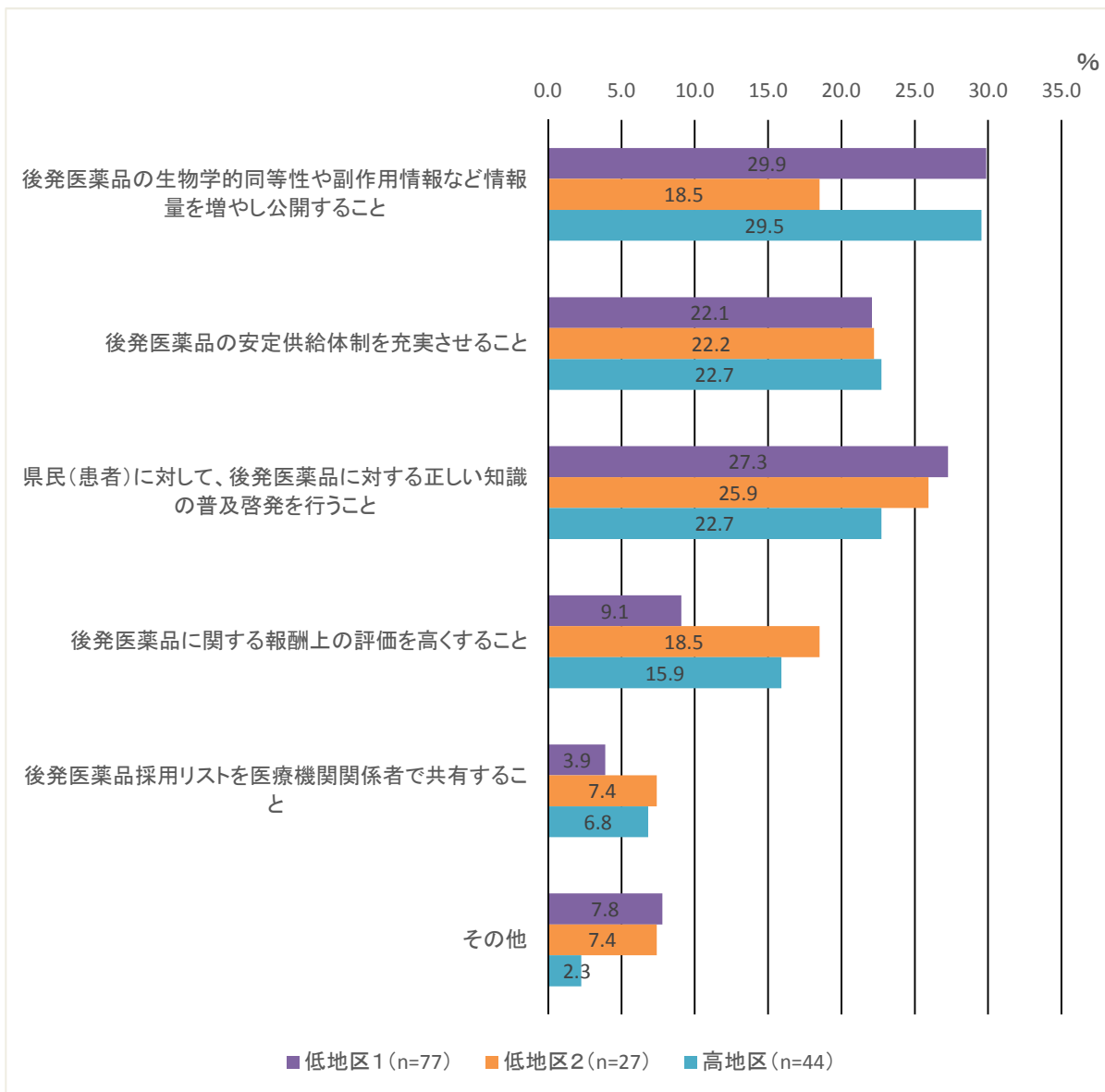
### その他

- ・ 質問があれば対応している。(低地区)
- ・ 電子カルテで自動的に後発品になるようにセットアップしてある。(低地区)
- ・ オーソライズドジェネリックに関しては、患者さんに説明し、積極的に変更している。(低地区)
- ・ ジェネリックにおける問題点を説明して、それでもいいという人には出している。(低地区)

- ・ 「特に工夫していない」が低地区高地区とも最も多く、次いで「問診時に患者へ後発医薬品の説明を行う」取組が多く、低地区全体では13.0%、高地区では21.1%であった。
- ・ ポスターの掲示やパンフレットの配布を行う診療所は数%と低い状況であった。

## 7 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品の使用を促進するために、今後、どのような対策が必要と考えますか。当てはまるものを選んでください。



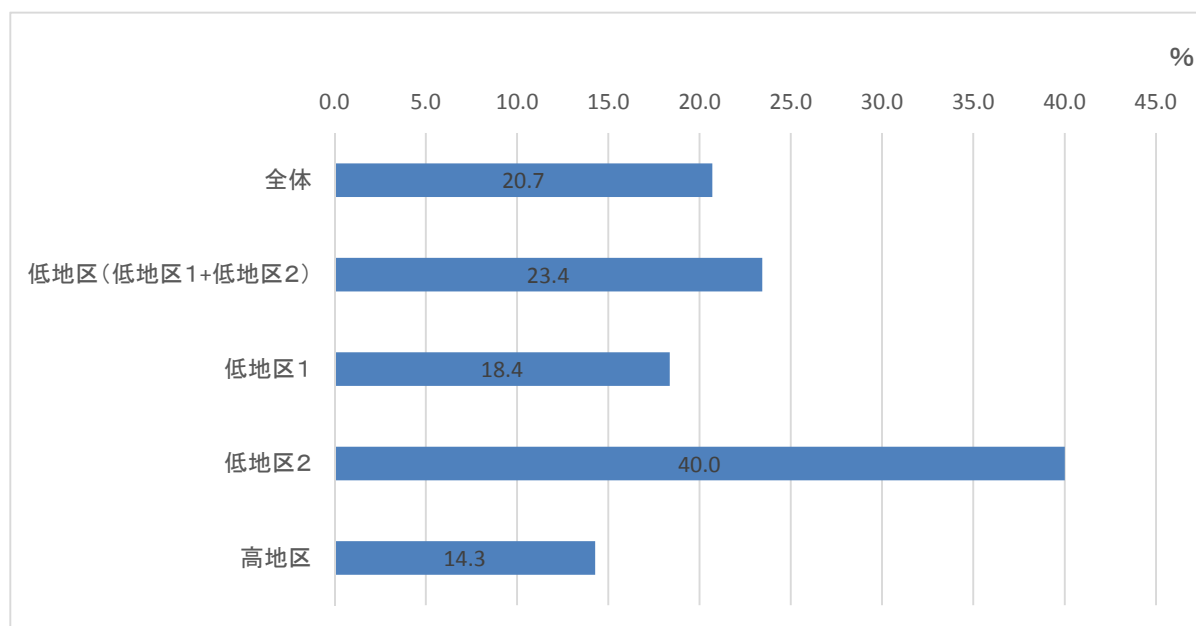
### その他

- ・オーソライズドジェネリックを増やすこと。(全品特許が切れたらオーソライズドジェネリックにする) (低地区)
- ・先発品の価格を下げる。(低地区)
- ・このままでも普及率はまだUPするかもしれません。(低地区)
- ・副作用に対して国の責任があいまい。原料の輸入日も明記して欲しい。(低地区)
- ・副作用調査をしっかりとやること。(低地区)
- ・後発品が増えると、処方ミスリスクが増えるので、後発品の使用を促進するより、先発品の値下げを促進すべきだと思います。(高地区)

- ・「後発医薬品の生物学的同等性や副作用情報など情報量を増やし公開すること」が最も多く、若干の地域差があるものの全体で27.7%であった。次いで「県民（患者）に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を図ること」が全体で25.7%、「後発医薬品の安定供給体制を充実させること」が全体で22.3%であった。さらに「後発医薬品に関する報酬上の評価を高くすること」が全体で12.8%と続いた。
- ・使用促進を図るためには、供給側の情報提供と需給側への普及啓発の両方が必要であると、多くの診療所で考えている結果であった。

## 8 自由意見

後発医薬品の使用上の課題など、自由な意見をお聞かせください。



- ・突然の製造中止をなくしてほしい。同一薬剤であれば、全ての商品名を統一して欲しい。先発品の名称が分かるように表示して欲しい。(低地区)
- ・後発品のメーカーによる情報なども充実してきたとはいえ、AGを使用したいという気はまだ残っている。専用病院としてのこだわりや、抗菌剤としての効用など、まだその必要性があり、渴望されているとしたら、もう少し品質を上げる努力もしていかなければならないと思う。(低地区)
- ・開発のため、費用をかけた先発品の立場も考慮が必要なのではないか？両方に立場があるので、先発品を除去するのは疑問です。(低地区)
- ・先発と一般名(後発)とがわかりにくい物が多い。(低地区)

- ・先発品の値段を後発品と同じくらいに下げれば、後発品は必要ないと思います。先発品メーカーも後発品が出た途端、情報提供に来なくなるし、後発品メーカーも採用してほしい時だけ訪問して、採用したらほとんど来なくなります。個人的な意見として、先発品の値段を下げてもらえれば我々も安心して患者さんに提供できると思います。(今までのデータなどたくさんあると思うので)(低地区)
- ・当施設では処方箋の交付はないが、嘱託医の Dr. は積極的に後発医薬品を使用してくださっています。現場で使用する(対応)看護師として、先発品から後発品の変更に関しての不安がないが、医薬品の名称が変更となるため、戸惑うことがある。(後発医薬品が多くなった為)(低地区)
- ・基本的に漢方薬を主として処方しておりますので、該当するものがあまりありません。(低地区)
- ・患者さんによっては、ジェネリックは効かないという人がいる。(低地区)
- ・先発品と後発品が全く同じものという誤解を与えるような TVCM は問題だと思う。構造式が違うのだから別ものである。中には先発品と比較し、効能効果の劣るものもあり、後発品の品質向上が必要である。(低地区)
- ・1. 実際副作用が出る。2. 原料の輸入日が不明。3. 国の責任があいまい。4. ジェネリックメーカーは、全く訪問はない。どこが違うのか説明もない。国としてどこが違うのかまとめて本にしてほしい。(低地区)
- ・国のやり方はまちがっている。先発をもっと安くすればすむこと。厚生労働省のやり方はまちがっている。ひどすぎる。(低地区)
- ・後発品の普及が進んで、新薬の開発が遅滞することがないことを願っている。(低地区)
- ・患者さんの中には依然後発品に対する不信感を持っている方もいるが、だいぶ少数になったと感じられる。この先の後発品の普及に関しては、医療機関側の意識の問題、特に医療保険を存続させるためのコスト意識をもつことが大切。後発医薬品の品質についての論議もあるが、先発品と同等と捉える時代に入ったと感じている。(低地区)
- ・後発医薬品に対し、効かないのではと不安になる患者がいる。特に眠剤。ジェネリックに変えると不眠を訴え、先発に戻してほしいとする患者が比較的多い。(高地区)
- ・後発医薬品製造販売会社が多すぎる。効率的ではない。(20社~30社/1剤)(高地区)
- ・後発品にも薬価の違う薬がある。同一の後発品でもメーカーによって薬価が異なるものが多い。統一してほしい。(高地区)
- ・同じ成分ならば全て同じ価格にするのが、保険診療として正しい方策ではな



いでしょうか？（高地区）

- ・他医が出したジェネリックを細かく調べるのはとても大変な労力です。（高地区）

- ・全体として 20.7%から意見があった。多くは後発医薬品の品質への不安、副作用の発生、供給・情報提供体制、後発医薬品使用促進の施策等であった。診療所医師は、患者を診察し後発医薬品の効き方や副作用を直接診ており、その経験から後発医薬品への不信・不安感があると思われる。
- ・特に低地区2からは 40.0%と大変多くの意見があり、これらの意見が後発医薬品の使用割合に影響を与えていると推測される。

### Ⅲ まとめ

- ・今回の調査により、後発医薬品を施用、処方しない診療所は、かなり後発医薬品に対する不安、不信感があることが分かった。特に後発医薬品による副作用の発生や効きが悪いといった内容が多かった。
- ・医師は患者を診察し、その症状や医薬品の投薬効果等を実際に観ており、その経験から後発医薬品への不安・不信を招いているのではないかと。
- ・特に低地区2は自由意見の回答も多く、その内容も後発医薬品に否定的な意見がほとんどであった。
- ・医薬品の副作用はある程度発生するが、後発医薬品だけでなく先発品でもその可能性はある。先発品で問題なく施用できていたものが、後発医薬品に替えた途端に副作用等の不具合が発生したのでは、後発医薬品に悪い印象を持ってしまうのも致し方ない。
- ・効きが悪いとの意見もあった。後発医薬品と先発品は主成分が同じであっても賦形剤が異なることもあり、そのため服用後の体内動態への影響が考えられるが、これも全ての後発医薬品に共通して発生する現象ではなく、先発品よりも優れた吸収を示す後発薬品も存在している。
- ・先発医薬品と全ての後発医薬品を一括りにして対峙させ比較するのではなく、それぞれの後発医薬品を一つ一つの医薬品として、副作用の発生や効果の違い等を比較すべきであり、正しく医薬品の情報提供をすべきである。
- ・安定供給に対する注文もあった。突然の販売中止や十分な情報提供がなされていないというものである。間欠無く医薬品が供給されることによって、安定的な医療が提供できるので、十分な安定供給が望まれる。

- ・また、患者からも後発医薬品への変更を不安視する声があるとの回答も多くあった。
- ・これらの状況が相まって、後発医薬品の使用割合が低い状況にあると推測される。
- ・今回、診療所で後発医薬品が施用・処方されない理由を探るべく調査を行ったが、その結果からは、医療を提供する側（診療所）と医療を受ける側（患者）の双方で後発医薬品の不安や不信があるようであり、これらを払拭することが必要である。引き続き後発医薬品普及のための各種施策を実施することにより、着実に後発医薬品使用割合を向上させていきたい。

#### IV その他（調査票）

## 後発医薬品に対する診療所意識調査票

診療所名： \_\_\_\_\_

※ 問3を除く問1～問14について、あてはまる番号を○で囲んでください。問3は回答欄に数字を、問15は自由意見を御記入ください。不明な場合は空欄で結構です。

問1 貴医院では、処方せんを交付していますか。

- 1 対象となる患者全てに処方せんを交付している
- 2 一部の患者に処方せんを交付している
- 3 全く処方せんを交付していない

問2 貴医院では、後発医薬品の取扱い（在庫）がありますか。

- 1 あり（問3へお進みください。）
- 2 なし（問4へお進みください。）

問3 問2で1と答えた方への質問です。

貴医院で在庫している医薬品はどれくらいですか。

（平成30年10月末現在、不明な場合は無記入でかまいません。）

	品 目 数
全 医 薬 品 数	
後 発 医 薬 品 数	

問4 今後、後発医薬品の取扱いについてどのようにお考えですか。

- 1 増やしていく予定である
- 2 現状の品目数を維持していく予定である
- 3 減らしていく予定である
- 4 取り扱わない予定である

問5 貴医院では、診療報酬の処方料に係る外来後発医薬品使用体制加算を届出していますか。

- 1 外来後発医薬品使用体制加算1〔5点〕施設基準：85%以上〕を届出している
- 2 外来後発医薬品使用体制加算2〔4点〕施設基準：75%以上〕を届出している
- 3 外来後発医薬品使用体制加算3〔2点〕施設基準：70%以上〕を届出している
- 4 届出していない

※施設基準：取り扱う全医薬品（後発医薬品が存在しない医薬品を除く）に占める後発医薬品の割合

問6 後発医薬品の施用・処方についてどのようにお考えですか。次の中から1つ選んでください。

- 1 積極的に取り組んでいる（問7へお進みください。）
- 2 薬品・薬効によっては積極的に取り組んでいる（問7へお進みください。）
- 3 あまり積極的に取り組んでいない（問8へお進みください。）
- 4 全く施用・処方していない（問8へお進みください。）

問7 問6で1又は2と答えた方への質問です。

後発医薬品の施用・処方に積極的に取り組んでいる理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 先発医薬品とあまり変わらないから
- 2 先発医薬品より効果が優れているから
- 3 情報提供体制が整っているから
- 4 患者の負担が軽減されるから
- 5 患者が後発医薬品を希望するから
- 6 診療所経営が改善されるから
- 7 国が積極的に推進しているから
- 8 診療報酬改定において、後発医薬品の使用数量評価の見直しがあったから
- 9 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に積極的であるから
- 10 その他

(  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
)

問8 問6で3又は4と答えた方への質問です。

あまり積極的に取組んでいない、若しくは全く施用・処方していない理由は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 後発医薬品の品質や効果に疑問があるため
- 2 後発医薬品の副作用に不安があるため
- 3 後発医薬品の味や使用感などにより、勧めることができない
- 4 先発医薬品と後発医薬品で適応が異なるため
- 5 後発医薬品の安定供給体制が不備であるため
- 6 後発医薬品の情報提供が不備であるため
- 7 後発医薬品に関する患者への普及啓発が不足しているため
- 8 患者が希望しないため
- 9 診療所にとって経済的な便益がないため
- 10 近隣の医療機関が後発医薬品の使用に消極的なため
- 11 その他

(  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
)

問9 問6で1～3と答えた方への質問です。

貴医院で後発医薬品を採用・選択する際、重視している事項は何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 後発医薬品メーカーによる品質に関する情報開示の程度
- 2 安定供給が図れること
- 3 近隣の保険医療機関・保険薬局への納入実績の程度
- 4 取引のある医薬品卸業者で取扱いがあること
- 5 納入価格が安いこと
- 6 先発医薬品と適応症が全く同じであること
- 7 患者の使用感（例. 味がよい、臭いが気にならない、貼付感がよい）
- 8 患者の経済的負担の軽減が図れること
- 9 施用のしやすさ（例. 容易に半割できる、一包化調剤がしやすい）
- 10 その他

(  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
)

問10 問6で1～3と答えた方への質問です。

後発医薬品の使用促進にあたって困っていることは何ですか。当てはまるものを全て選んでください。

- 1 備蓄医薬品数の増加
- 2 デットストックの増加
- 3 突然製造中止になるなど安定供給がされない
- 4 後発医薬品の品質等に問題がある
- 5 患者から拒否される
- 6 後発医薬品に関する患者への説明や情報提供、疑義照会などに時間がかかる
- 7 特にない
- 8 その他

<hr/>
<hr/>
<hr/>

問11 全ての方への質問です。

本年6月に生活保護法の一部が改正され、生活保護受給者の医薬品施用・処方について、本年10月から医師又は歯科医師が医学的知見に基づき原則として後発医薬品により給付を行うこととされましたが、そのことはご存じですか？

- 1 知っている（問11へお進みください。）
- 2 知らない

※ これまで生活保護受給者の後発医薬品使用については、生活保護法により「可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努める。」とされ、努力義務でありましたが、本年6月に「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が公布され、本年10月から医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができることと認められたものについては「原則として、後発医薬品によりその給付を行う」と改正されました。

問12 問11で1と答えた方への質問です。

生活保護受給者への取組状況について、当てはまるものを1つ選んでください。

- 1 積極的に取り組んでいる

- 2 後発医薬品の品質等の問題があるため施用・処方していない
- 3 該当する患者を診療していない

問13 全ての方への質問です。

貴医院における後発医薬品への取組みについて、当てはまるもの全てを選んでください。

- 1 啓発用のパンフレット等を準備し、配布している
- 2 啓発用のポスターを掲示している
- 3 ジェネリック医薬品希望カードを配置している
- 4 後発医薬品相談窓口を設置している
- 5 問診時に患者へ後発医薬品の説明を行い変更を促している
- 6 後発医薬品に変更した場合の差額について説明している
- 7 特に工夫はしていない
- 8 その他

(  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
)

問14 後発医薬品の使用を促進するために、今後、どのような対策が必要とお考えですか。  
当てはまるものを全て選んでください。

- 1 後発医薬品の生物学的同等性や副作用情報など情報量を増やし公開すること
- 2 後発医薬品の安定供給体制を充実させること
- 3 県民（患者）に対して、後発医薬品に対する正しい知識の普及啓発を行うこと
- 4 後発医薬品に関する報酬上の評価を高くすること
- 5 後発医薬品採用リストを医療関係者間で共有すること
- 6 その他

(  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
)

問15 後発医薬品の使用上の課題など、自由な意見をお聞かせください。

(

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

)

\*\*\* 御協力ありがとうございました \*\*\*

恐れ入りますが、同封の返信用封筒にて 12月5日(水) までに、御返送ください。なお、診療所名・回答内容は部外秘とし、個別のデータを公表することはありませんので、念のため申し添えます。